明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二）　一
〔告　示〕
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件の一部を改正する件（経済産業五）　六

省　令

○経済産業省令第三号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十二日　経済産業大臣　宮沢　洋一

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号ハ⑴中「第三号ニ」を「第三号ト」に改め、同条第三号中「第七号に掲げる」を「第七号及び第九号に掲げる」に、「ロからニ」を「ホからチまで」に改め、同号イ中「講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合」の下に「（当該特定供給者が第二条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあっては、当該接続請求電気事業者が回避措置を講じ、及び第二条第三号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制（蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。イからニまで、第六号及び第七号において同じ。）を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合）」を加え、「であってその出力が五百キロワット以上のもの」を削り、「イ、第七号及び第八号」を「イ及び第七号から第九号まで」に、「自ら」を「当該接続請求電気事業者が」に、「年間三十日」を「太陽光発電設備に係る損害にあっては、年間三百六十時間」に、「損害に限る」を「損害に限り、風力発電設備に係る損害にあっては、年間七百二十時間を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限る」に改め、「、当該指示を行う前に」を削り、同号⑴中「安定供給上」の下に「の」を、「行われる出力の抑制」の下に「（ニに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示に応じることが困難な場合を除く。）」を加え、同号中ロをホとし、ハをヘとし、同号ニ中「イからハ」を「イからヘまで」に、「接続請求電気事業者による特定供給者」を「当該接続請求電気事業者による当該特定供給者」に改め、同号中ニをトとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（バイオマス発電設備（バイオマス専焼発電設備（ハに規定するバイオマス専焼発電設備をいう。）及び地域資源バイオマス発電設備（ニに規定する地域資源バイオマス発電設備をいう。）を除く。ロにおいて同じ。）を用いる者に限る。ロにおいて同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い、当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いるバイオマス発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。